

町の第7次義援金の配分について

9月25日(金)に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、第7次配分基準を決定しました。

今回は、義援金残高の状況と住宅再建が進んでいる現状を踏まえ、住家被害を受けた方を対象として配分させていただきました。

義援金の振り込みについては、10月末に振り込んでおりますので、対象となる方は、ご指定の口座をご確認ください。

配 分 区 分		対象数	今回の配分額	第1次から第7次配分の合計額
死亡または行方不明	1人当たり	824人	—	14万円
全 壊	1世帯当たり	3,197世帯	4,000円	21万6千円
大 規 模 半 壊	1世帯当たり	87世帯	2,000円	11万2千円
半 壊	1世帯当たり	92世帯	2,000円	11万2千円
震 災 孤 児	1人当たり	8人	—	168万6千円
震 災 遺 児	1世帯当たり	40人	—	47万7千円

義援金残高（9月末現在） 16,563,523円

国(日赤等義援金受付団体分)及び県(災害対策本部)の義援金配分について

7月28日(火)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第7次配分基準及び県(災害対策本部)の第6次配分基準が決定されました。今回の配分基準は、次のとおりで、10月末に指定された口座へ振り込んでおりますので、対象となる方はご指定の口座をご確認ください。

支 給 対 象	国(義援金受付団体) 分		県(災害対策本部) 分		
	今 回 の 配 分 額	第 1 次 か ら 第 7 次 配 分 の 合 讀 額	今 回 の 配 分 額	第 1 次 か ら 第 6 次 配 分 の 合 讀 額	
人 的 被 害 (1人当たり)	死 亡 ・ 行 方 不 明	10,000円	104万円	5,000円	16万円
	災 害 障 害 見 舞 金	10,000円	14万円	5,000円	11万円
住 家 被 害 (1世帯当たり)	全 壊	20,000円	96万円	—	15万円
	大 規 模 半 壊	15,000円	73万円	—	10万円
	半 壊	—	49万円	—	5万円
津 波 浸 水 区 域 に お け る 住 家 被 害 (1世帯当たり) ※上記「住家被害」 に 加 算	全 壊	5,000円	34万円	5,000円	5万円
	大 規 模 半 壊	5,000円	20万円	5,000円	4万円
	半 壊	5,000円	12万円	5,000円	3万円
	仮設住宅未利用世帯	—	10万円	—	—
震 災 孤 児 (1人当たり)	—	—	—	—	50万円
母 子 ・ 父 子 世 帯 (1世帯当たり)	—	15万円	—	—	21万円
高齢者施設・障害者施設入所者等(1人当たり)	—	15万円	—	—	11万円

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

※対象となる方で、指定口座名義人の死亡または婚姻による氏名の変更等により、義援金振込口座に変更手続きが必要な方につきましては、下記まで問い合わせ願います。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451



平成27年度

健康と長寿を祝う

敬老会



志津川地区



歌津地区



平成27年度 南三陸町敬老会

